

最高裁秘書第2364号

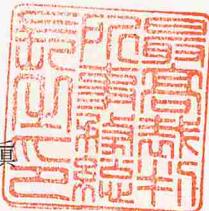
令和2年10月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

7月31日付け（8月3日受付、第020340号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 事務総局会議（第14回）議事録（片面で6枚）
- (2) 事務総局会議（第15回）議事録（片面で3枚）
- (3) 事務総局会議（第16回）議事録（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、個人識別情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

事務総局会議（第14回）議事録

日時	令和2年6月9日（火）午前10時00分～午前10時17分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	<p>1 大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 高等裁判所長官事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第2）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1</p> <p>◎ 了承 2</p>
秘書課長 大須賀 寛之	

資料目録

- 1 大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 理由
- 3 大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

理由

家庭裁判所における事務の適正かつ円滑な運用を図るため、最高裁判所の指定する家庭裁判所に当該家庭裁判所の実情に応じて総括主任書記官を置く必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和二十九年最高裁判所規則第九号）

新

(総括主任書記官)

第四条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所及び家庭裁判所に総括主任書記官を置く。

旧

(総括主任書記官)

第四条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に総括主任書記官を置く。

2 総括主任書記官は、当該裁判所（支部にあつては、次席書記官の配置された支部に限る。）の部（下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第四条の部をいう。以下同じ高裁判所規則第十六号）第四条の部をいう。以下同じ

。）又は部とみなされるもの（同規則第十条の二
第二項の規定により部とみなされるものをいう。
以下同じ。）に配置された裁判所書記官で最高裁
判所の定める基準に該当するものの中から最高裁
判所が命ずる。

3 (略)

同じ。）又は部とみなされるもの（同規則第十条
の二第二項の規定により部とみなされるものをい
う。以下同じ。）に配置された裁判所書記官で最
高裁判所の定める基準に該当するものの中から最
高裁判所が命ずる。

3 (同上)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和2年7月15日（水）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言前、緊急事態措置の実施期間中及び緊急事態解除宣言後における事件処理態勢の検討等に現れた諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人
　　随員 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

日 (曜日)	時間	13:15	～	16:15
15日 (水)	最高裁判所長官挨拶 協議			

事務総局会議（第15回）議事録

日時	令和2年6月16日（火）午前10時00分～午前10時11分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、榎本経理局総務課長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	「令和2年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について」の改正について 村田総務局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議

秘書課長 大須賀 寛之
 

「令和2年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について」の改正について
「令和2年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について」の第5を下記のとおり改める。

記

第5 夏期における要急事件の分配等

- 1 夏期における要急事件の分配は、別表のとおりとする。
- 2 別表記載の期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

【事務総局会議配布資料】

(別表)

要急事件分配期間	
民事	刑事
	人身保護事件
第一小法廷	強制執行停止事件
	8月 1日 (土)
第二小法廷	8月 7日 (金)
	8月 8日 (土)
第三小法廷	8月 14日 (金)
	8月 15日 (土)
	8月 21日 (金)

事務総局会議（第16回）議事録

日時	令和2年6月30日（火）午前10時00分～午前10時13分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について 門田民事局長説明（資料）
結果	◎ 了承

秘書課長 大須賀 寛

事務総局会議資料
(6月30日開催)

(令和2. 6. 30 民二印)

民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について

1 主催

最高裁判所

2 期日

令和2年12月7日(月)

3 場所

最高裁判所

4 協議事項

- (1) ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用を円滑に進め、争点整理の更なる質の向上を図るために検討すべき事項
- (2) IT化後の書記官事務の検討の中で見えてきた現在の書記官事務の課題等
- (3) IT化に伴う民事訴訟法等の改正等における課題及びこれに関連して検討すべき事項

5 出席者

- (1) 各高等裁判所及び各地方裁判所の民事事件を担当する裁判官各1人(東京高等裁判所については、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所から各1人の合計2人)
- (2) 各高等裁判所及び各地方裁判所の民事首席書記官又は民事次席書記官各1人(東京高等裁判所については、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所から各1人の合計2人)